

「地下水採取の規制に関する条例」の改正について

問 建設課 建設整備係 ☎ 025 - 784 - 4852

当町では、「地下水の自然かん養と保全につとめるとともにその適正な利用を図ることで公共用水源（水道水源および消雪水源）を保全し、もって公共の福祉に寄与すること」を目的として、「地下水採取の規制に関する条例」において、平成元年から地下水採取を規制しています。しかし、従来の規制では、井戸の掘削本数について、敷地面積に関係なく一律の規制となっており、敷地面積が広大な土地利用者に対して厳しい規制であること、また、一方では市街地においては、町道の消雪井戸が濁水となる事案が頻発化しており、公共用水源を保全するための措置が必要となっていたことから、下記の表のとおり条例を改正いたしました。

詳細については、町ウェブサイトをご覧ください。

〈改正前〉

指定地域区分	ケーシング口径	揚水機の吐出口径	掘削本数
第1種規制地域	100mm以下	32mm以下	2本以下 ※必要最小限
第2種規制地域	150mm以下	40mm以下	
第3種規制地域		50mm以下	
第4種規制地域		65mm以下	

〈改正後〉

揚水機の吐出口径	掘削本数
32mm以下	・200㎡未満：1本 ・200㎡以上：2本以下
40mm以下	・300㎡未満：1本 ・300㎡以上：2本以下
50mm以下	・500㎡未満：1本 ・500㎡～5,000㎡未満：2本以下
65mm以下	・5,000㎡以上：3本以下

月の途中から開始・休止する場合の 上下水道料金の算定方法が変わります

問 上下水道課 ☎ 025 - 784 - 4853

今まで、月の途中から開始または休止し、月の使用日数が15日以内の場合は、翌月または前月分に従量料金のみを加算して料金請求していました（基本料金はかからない）。4月からは基本料金の半額と従量料金を加算して請求します。（15日を超える場合は1月分とカウント）

【開始】例：4月6日から開始して4月20日までに2㎡を使用、5月20日までに10㎡を使用した場合

いままで 5月検針（6月分請求）に基本料金1か月分と12㎡を請求

これから 5月検針（6月分請求）に基本料金の1.5か月分と12㎡を請求

【休止】例：4月20日の検針で10㎡、その後5月5日にやめるまでの水量が3㎡だった場合

いままで 4月検針（5月分請求）に基本料金1か月分と13㎡を請求

これから 4月検針（5月分請求）に基本料金の1.5か月分と13㎡を請求

※湯沢町では毎月20日を定例日と定め、毎月21日から翌月の定例日までを1月とカウントしています。

※月により日数が違うため、6日から20日までの開始・21日から翌月5日の休止の場合に、15日以内（基本料金の半額加算あり）としています。

※現在使用している方の料金は、変更ありません。

なお、休開始の届出は、なるべく2日前まで（土曜・日曜、祝日除く）をお願いします。